

下請契約等における暴力団排除に関する特約

受注者及び発注者は、豊岡市暴力団排除条例（平成 24 年豊岡市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとする。

- 1 受注者は、条例第 7 条に基づき豊岡市契約等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 24 年豊岡市告示第 222 号の 2）第 2 条第 6 号で規定する暴力団等と、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他この契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請負契約等」という。）を締結してはならない。
- 2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結しなければならない。
- 3 受注者は、次のいずれかに該当するときは、発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
 - (1) 下請契約等の受注者が暴力団であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 4 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び下請契約等の受注者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者または下請契約等の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は下請契約等の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1) の役員を除く）として使用し、又は代理人として選任している者（支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を含む。）
- 5 発注者は、受注者から提供された情報を所管の警察署長に提供することができる。
- 6 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) 下請契約等の受注者が下請契約等を再発注して(1)から(5)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者へ報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が下請契約等の受注者との特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

7 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

8 受注者は、この契約の契約金額(発注者と複数の契約を締結する場合には、その合計額)が300万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に次の事項に関する誓約書を提出するものとする。

(1) 受注者が暴力団等でないこと。

(2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。

(3) 受注者は、この契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

9 受注者は、下請契約等を締結する場合においては、前項に準じて当該下請契約等の受注者に誓約書を提出させ、それを(第2項の規定によりこの特約に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書を含む。)を発注者に提出しなければならない。